



給付奨学金とは？【ホームページ】 <https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/index.html>

だれが申し込めるの？

2022年度に大学等へ進学する希望を持っていて、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する人が申し込めます。

- (1) 2022年3月に高等学校等(本科)を卒業予定の人
 - (2) 高等学校等(本科)を卒業後2年以内の人
- ※ 2021年の秋季に卒業予定の人も対象になります。
 ※ 高卒認定試験合格(見込)者も対象となる場合があります。詳細は、JASSOのホームページで案内します。
 ※ 外国籍の人は、在留資格により申込資格に制限があります。

→ 「給付奨学金案内」4ページ

採用の基準は？

学力・家計(収入・資産)の両方の基準を満たす人が対象になります。

学力基準 次の①・②のいずれかを満たす人

- ① 高等学校等における申込時までの全履修科目の評定平均値が、5段階評価で3.5以上
- ② ①に該当しない場合、将来、社会で自立し、及び活躍する目標をもって、進学しようとする大学等における学修意欲を有すること

家計基準 次の①・②の両方を満たす人

- ① 収入基準・・・申込者(生徒)・生計維持者(父母等)の所得等に基づき住民税非課税又はそれに準ずる世帯と認められること(次ページの目安参照)
- ② 資産基準・・・申込者(生徒)・生計維持者(父母)の資産の合計が一定額未満(※)

※ 生計維持者が1人の場合：1,250万円、生計維持者が2人の場合：2,000万円

いくら支給されるの？

奨学金の支給額は、世帯の所得に基づいてI～Ⅲの区分に分かれます。

さらに、あなたの進学先、通学形態によって定められている下表の金額(月額)が、原則毎月1回振り込まれます。

区分	国公立			私立	
	自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学	
第I区分 (満額)	29,200円	66,700円	38,300円	75,800円	
第II区分 (満額の2/3)	19,500円	44,500円	25,600円	50,600円	
第III区分 (満額の1/3)	9,800円	22,300円	12,800円	25,300円	

※ 生活保護世帯で生計維持者と同居する人・児童養護施設等から通学する人、高等専門学校4～5年生、通信教育課程の人は、上表の金額と異なります。

※ 「自宅外通学」を選択する場合でも初めは自宅通学の月額が振り込まれます。「自宅外通学」であることの証明書類を提出する必要がある、不備のない提出が確認できた後、自宅外通学の月額が適用されます。

→ 「給付奨学金案内」5～6・8ページ

家計基準の収入・所得の上限額の目安

(例) 会社員

(例) 自営業

世帯人数	想定する世帯構成	給与所得者の世帯 (年間の収入金額)			給与所得者以外の世帯 (年間の所得金額)		
		第I区分	第II区分	第III区分	第I区分	第II区分	第III区分
2人世帯	本人、親	207万円	298万円	373万円	125万円	176万円	230万円
3人世帯	本人、親、中学生	221万円	298万円	373万円	137万円	178万円	234万円
4人世帯	本人、親①、親② (無収入)、中学生	271万円	303万円	378万円	172万円	191万円	255万円

※ 表中の数字はあくまで目安です。世帯構成等により上限額は異なります。

→ 「給付奨学金案内」6ページ

家計基準を満たすのが知りたい！

JASSOは、マイナンバーを利用して収集した収入に関する情報により、家計基準の審査を行います。家計基準に該当するか、おおよその目安は「進学資金シミュレーター」により確認することができます。

「進学資金シミュレーター」

<https://shogakukin-simulator.jasso.go.jp/>

※ シミュレーターによる試算結果は、実際に申し込んだ場合の審査結果とは異なることがありますので、参考としてご覧ください。



貸与奨学金と何が違うの？

○ 原則として返還不要な奨学金です。

ただし、給付奨学金は、意欲と能力のある学生に勉学に励んでもらうために支給するものですので、学業成績が基準を下回る場合には、奨学金の支給が打ち切られることがあります。

○ 定期的に在籍報告を行う必要があります。

給付奨学金が学校に在籍していることを確認するため、年に数回、在籍報告の手続きを行います。手続きが行われない場合は、給付奨学金の振込が停止されます。

○ 毎年支給額の見直しがあります。

進学後も、毎年秋に家計状況を確認し、支給額の区分が見直されます。(支給の対象外となることもあります。)

○ 進学先に条件があります。

給付奨学金を利用できる進学先は、国または地方公共団体より給付奨学金の対象となることの確認を受けた学校が対象です。



給付奨学金の対象となる確認を受けた学校の一覧(文部科学省ホームページ)

○ 授業料等の減免が受けられます。

給付奨学金の支給を受ける奨学生は、授業料・入学金の減免も同時に受け取ることができます。別途、進学先の学校で手続きが必要ですので、忘れずに進学先の学校に問い合わせてください。